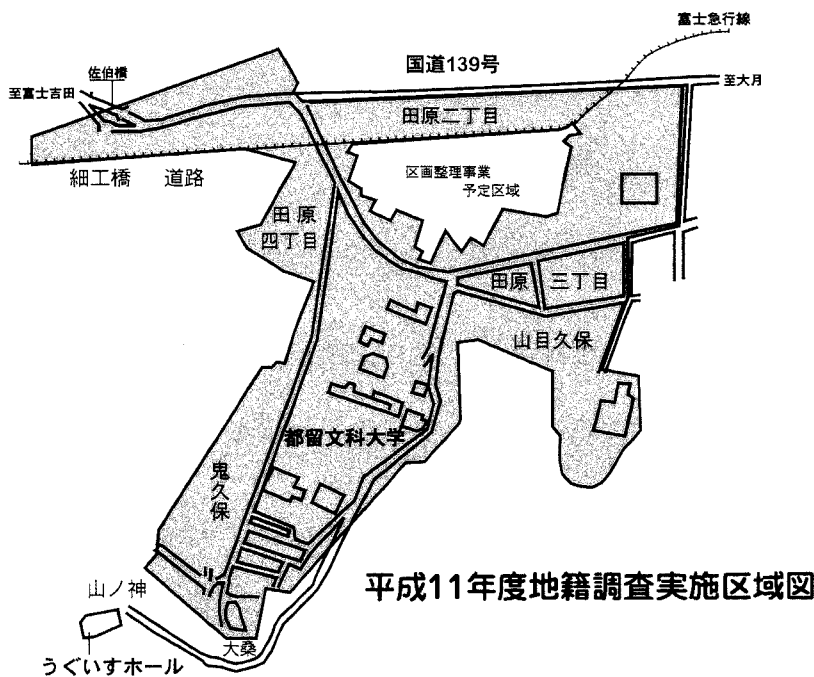


# 地籍調査に ご協力ください

本年度は、谷村第六調査区として、  
田原三丁目の全部および田原二丁目・  
四丁目・上谷字大桑・山目久保・山ノ  
神・鬼久保・道路・細工橋の各一部を  
調査します。(区域図参照)

地籍調査は、国土調査法に  
基づく調査で土地の国勢調査  
とされている大切な調査で  
す。現在使われている登記簿  
や公図は、明治の初めに作ら  
れたものです。これを最新の  
測量方法により、公図と登記  
簿を訂正し土地の正確な位置、  
地形、地番、地目、面積を明  
らかにします。そして完成し  
た地図(地籍図)はその正確性  
から、公共事業に役立つばか  
りでなく、復元可能ですから  
後日の境界問題に大きな力を  
発揮します。



平成11年度地籍調査実施区域図

## 調査の方法は

一筆地調査といい、登記簿と公図を参考に一  
筆ごとに地番、地目、境界を現地で確認します。

## 境界への杭打ちは

土地所有者の皆さんには、隣接土地所有者と  
立ち会いの上、杭を打っていただきます。国道、  
県道、河川はそれぞれ所管する管理担当者が杭  
を打ちます。市道、赤線、青線は、地区推進委  
員と地籍調査室で杭を打ちます。一度打った杭

はみなさんの土地を測量する基になりますの  
で、動かしたり抜いたりする必要がある場合は、  
事前にご相談ください。一斉に杭を打っていた  
ただため、九月下旬の日曜日に「一斉杭打ち日」  
をもうけます。日程については、後日土地所有  
者に通知します。打たれた杭の確認が終わると、  
委託業者により測量を行います。

## 測量・調査結果は

調査・測量が済みますと、来年夏ごろ、地図  
(地籍図)と地番・地目・面積(地籍簿)を確認し  
ていただくため二十日間の閲覧を行います。誤  
りがなければ国の認証を得て法務局に送付し、  
登記簿と公図が訂正されます。

## 一筆地調査で境界が 決まらなかった場合

筆界未定として処理し境界線がはいりませ  
ん。また建築確認申請、農地転用などの手続き  
ができない場合があります。調査以後に境界が  
決まった場合には、個人の負担で筆界未定の解  
消の処理をしなければなりません。

## 調査前の心得として

- ・説明会の説明内容を把握してください。
- ・自分の土地について現況を把握しておいてく  
ださい。
- ・隣接地との境界を事前によく話しあっておい  
てください。

※詳しいことは、地籍調査室へお問い合わせく  
ださい。